

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証交付申請書 兼 入院日数届書

届出者名	郵送される方		本人との関係
連絡先電話番号			

被保険者番号		
被 保 険 者	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	入力または手書き
	住所	
保険者番号		39422126
保険者の名称及び所在地		長崎県後期高齢者医療広域連合 長崎市栄町4番9号 長崎県市町村会館内
長期入院		該当・非該当（区分Ⅰ・区分Ⅱ）

※直近12か月の入院日数が90日を超える方、入院日数の届出を行うことで食費に係る負担額が更に減額されます。

入院日数の届出を希望する方は、以下に必ず記入ください。

入院日数合計（ 日間）	
申請日の前1年間の入院日数	年 月 日 ～ 年 月 日 （ 日間）
①	<長期入院該当者のみ記入> 負担区分低Ⅱ（区分Ⅱ）の方が90日を超える入院をした場合、長期該当申請により、食事代がさらに減額されます。
②	※前保険加入時に長期該当の限度額認定証の交付を受けていた場合は、資格取得と同時に長期入院該当申請が可能です。（長期該当年月日は申請翌月1日）
③	
④	
⑤	

長崎県後期高齢者医療広域連合 様

※ 該当する項目を☑としてください。

- 1. 上記のとおり、関係書類を添えて後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額の減額を申請します。
- 2. 上記のとおり、関係書類を添えて入院日数届書します。

令和 年 月 日

限度額適用・標準負担額減額認定証交付申請書の添付書類

(別紙)

所得の状況				
氏名				
年中の所得	公的年金 (老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金、老齢年金、退職年金等)	_____円	_____円	_____円
	給与 (パート収入等含)	_____円	_____円	_____円
	年金・給与以外の所得 () 所得 <収入-必要経費>	_____円	_____円	_____円
<p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記については、低所得Ⅰの区分の適用を受けることを希望する場合について記入してください。低所得Ⅰの区分は、ご本人及び同じ世帯の方全員が市町民税非課税であって、ご本人及び同じ世帯の方それぞれの給与、年金等の収入から必要経費・控除額(年金については控除額80万円)を引いたとき各所得がいずれも0円となる場合に対象となります。 ご本人及び同じ世帯の方全員について、それぞれの所得額を公的年金・給与・その他の所得に分けてご記入ください。 所得はすべてご記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない所得(障害又は遺族に係る年金・恩給等、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、児童手当・児童扶養手当等、災害弔慰金など)は除きます。 公的年金等源泉徴収票、給与源泉徴収票等の所得が確認できる書類を添付してください。 <p>ただし、1月1日において当市(町)に住所がある方の公的年金収入の場合については添付書類は不要です。なお、収入額を確認できる書類がなく、かつ、所得額を認定する書類が発行されていない収入については添付不要です。</p>				

『長期入院該当者のみなさまへ』

- この申請書に添付する書類は、過去1年間の入院日数(区分Ⅱの認定を受けている期間)が90日以上となることが確認できる領収書(写)などが必要です。
- 過去1年間の入院日数に前保険者での入院日数(区分Ⅱの認定を受けている期間)を合算し90日以上となる場合は、前保険者が交付した区分Ⅱの減額認定証(写)及び過去1年間の入院日数(区分Ⅱの認定を受けている期間)が、90日以上となることが確認できる領収書(写し)等が必要です。
- ※ 添付書類がお手元がない場合は、前保険者等への照会により不要となる場合がありますので、お住まいの市役所・町役場後期高齢者医療担当課または後期高齢者医療広域連合(TEL095-816-3930)へお気軽にご相談ください。